

Welcome 山梨県 韮崎市 Muzakki

♡ 結婚新生活を♡
♡ 応援します♡

韮崎市結婚新生活支援事業補助金

結婚に伴う新生活のスタート費用
(引っ越し費用・住宅家賃等)を補助します！！

補助対象：住居費、引っ越し費用、リフォーム費用
《 令和7年4月1日～令和8年3月31日 の間に要した経費》

♡夫婦ともに
29歳以下

上限 **60** 万円

♡左記以外の
39歳以下の夫婦

上限 **30** 万円

♡所得制限

夫婦の合計所得が

500 万円

未満の方※

※ 申請時に無職であり所得がない場合は、離職票や退職証明書等
により「所得なし」とみなします
詳しい要件は裏面をご確認ください

※なるべく2月末までにご申請ください

【お問い合わせ／相談窓口】

韮崎市 デジタル戦略課 地域戦略担当

電話： 0551-45-9173

<交付要件> 次のすべてに該当する世帯

- ☐ 令和7年1月1日以降に婚姻届を提出し受理された世帯
 - ☐ 婚姻日現在において、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である世帯
 - ☐ 夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
 - ☐ 【申請日が令和7年4・5月の場合】 令和5年1月1日～12月31日の所得
 - ☐ 【申請日が令和7年6月～令和8年3月の場合】 令和6年1月1日～12月31日の所得
 - ☐ ※奨学金を返済している場合は、所得から所得証明書と同一期間の返済額を控除できます
 - ☐ **※申請時に無職であり所得がない場合は、離職票や退職証明書等により「所得なし」とみなします**
 - ☐ 申請時に夫婦ともに韮崎市に住所（住民登録）を有している世帯
 - ☐ 入居する住居（住宅・アパート等）が韮崎市にある世帯
 - ☐ 生活保護による住宅扶助、その他公的な制度による家賃補助を受けていない世帯
 - ☐ 市税等を滞納している者がいない世帯
 - ☐ 夫婦の一方又は双方が過去に地域少子化対策重点推進交付金による補助を受けた者がいない世帯（他の自治体での受給を含む）
- ☐※ 前年度に補助上限額未満の受給世帯は、前年度の補助上限額まで本年度受給することができます。
- ☐※ 3月に申請を予定されている方は、2月中に担当まで必ずご相談ください。

<申請書類>

1、①～⑤はすべての申請者が提出する書類です

- ☐ ①交付申請書
- ☐ ②婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）または婚姻届受理証明書
- ☐ ③所得証明書（夫婦の双方または一方が離職し、申請日において無職の場合は、離職票またはこれに代わるものの写し）【ご夫婦分】
- ☐ ④住民票の写し（世帯全員分、続柄および本籍記載）
- ☐ ⑤市税に滞納がないことが分かる証明書【ご夫婦分】

2、下記は該当する場合に必要な提出書類です。

【貸与型奨学金を返還している場合】

- ☐ 年間返済額がわかる書類（所得から所得証明書と同一期間の返済額を控除できます）

【住居費（購入の場合）】

- ☐ 売買契約書の写し
- ☐ 支払ったことが分かる書類の写し（領収書等）

【住居費（新築またはリフォームの場合）】

- ☐ 住宅の請負契約書またはこれに相当するものの写し
- ☐ 支払ったことが分かる書類の写し（領収書等）

【住居費（賃貸借の場合）】

- ☐ 賃貸借契約書の写し
- ☐ 敷金礼金や家賃を支払ったことが分かる書類の写し（領収書等）
- ☐ 住宅手当支給証明書

【引っ越しの場合】

- ☐ 引っ越し費用にかかる領収証の写し

3、その他市長が必要と認める書類

～ 詳しい要件・申請の方法など ～
〔下記までお問い合わせ下さい。〕

韮崎市 デジタル戦略課 地域戦略担当

☎ 0551-45-9173

【受付時間】 平日 8:30～17:15

韮崎市ホームページから

韮崎市 結婚新生活

検索

QR コードは
こちらから⇒

